

# 世田谷区 子ども計画 後期計画

平成22～26年度

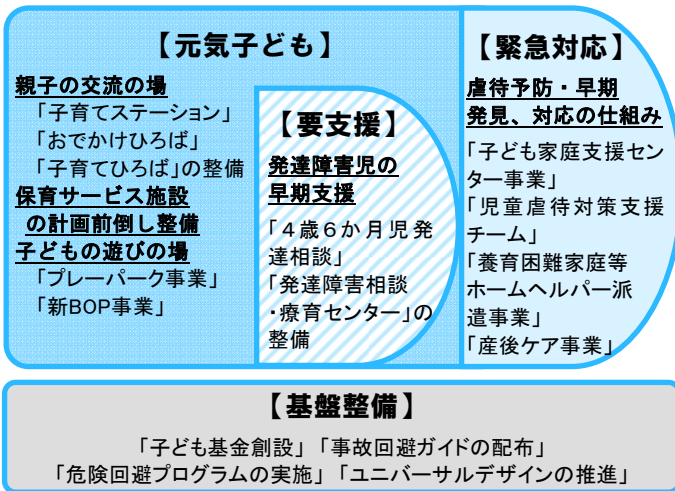
概要版

世田谷区は  
安心して子どもを生み、育て、  
子育てに夢や喜びを感じることができ、  
また、  
子どもが健やかに成長・自立できる地域社会を  
区民と力をあわせ実現します。

平成22年3月  
世田谷区

## ● 前期計画の評価

「世田谷区子ども計画」前期計画では、以下のように特徴的な施策を「元気子ども」「緊急対応」「基盤整備」と大きく3つに分類し、課題解決にあたってきました。



### 特色のある取組み

#### ■ 元気子ども

在宅子育て支援を中心に施策を進め、子育てのストレスや不安を軽減し、子どもを育てる喜びや楽しさを実感できるよう、「子育てステーション」等を展開し、親子で気軽に外出できる場として好評を得ています。また、全小学校における新 BOP 事業の実施により、学童保育待機児の問題は解消しました。

#### ■ 元気子ども（要支援）

身体、知的、精神の3障害に比べて、制度や取組みが大きく遅れている発達障害児への支援を推進するため、都内で初めてとなる事業等に取組むとともに、専門施設を整備したことにより、今後早期発見・早期対応の中核的支援の役割が期待されています。

#### ■ 緊急対応

児童福祉法・児童虐待防止法改正で児童相談業務の区の役割が明確化されたことを受け、各総合支所で子どもに関する総合相談を実施し、児童虐待対策支援チーム設置による相談窓口の支援を行い、児童虐待防止事業の基盤が整いました。産後ケア事業は、国内初の専門施設による事業展開で、心身ともに不安定になりやすい産後4か月未満までの支援を必要とする母と子を対象に宿泊ケアや通所ケアを実施し、育児不安の早期対応と児童虐待を未然防止する役割を果たしています。

#### ■ 基盤整備

支えあいによる子育てを目指し、子ども基金の創設による自助・共助の仕組みを構築しましたが、寄付・応募とともに想定を下回っているため、今後 PR に注力する必要があります。安全で安心に子どもが過ごせるまちづくりに向けて、児童施設周辺のカラー舗装等により、児童施設周辺の安全が図られました。事故回避ガイドや危険回避プログラムを活用することにより、子どもの育ちに応じた安全の取組みが行われています。

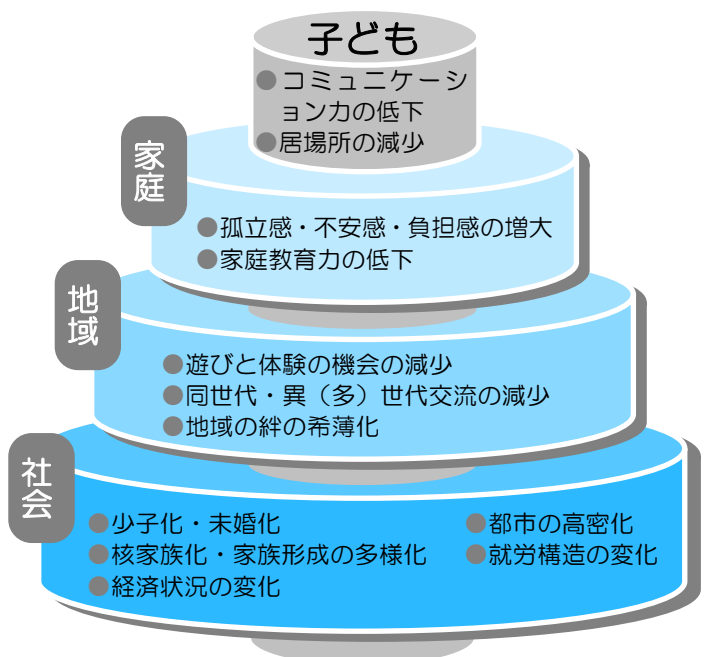
## ● 後期計画策定に向けた問題意識

経済状況の急激な変化、ライフスタイルや価値観の多様化、非正規雇用や短時間就労等の就労形態の変化など、子どもを取り巻く社会は大きく変化しています。

世田谷区は、出生数の増や子どもを含む世帯の転入増等により、子どもの人口は微増しているものの、一方では未婚化や少産化という少子化の要因があるため、区の人口に占める年少者の割合が少なく、依然として少子化の状況にあります。

核家族化を背景として、子育てに対する不安感・負担感の高まりや家庭の教育力等が低下してきています。さらに、身近な地域のつながりが希薄化しており、子育て家庭の孤立化など子どもと家庭を取り巻く環境の変化が生じています。

地域では都市の高密化に伴い、子どもの居場所が少なくなっていることや、情報化の進展等に伴い外遊びの機会が減っていることから、子ども同士の遊びや体験を通じたコミュニケーション力が低下するなど子どもに関するさまざまな課題が生じています。



## ● 基本的考え方

### 基本方針 『子どもの視点』の重視

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。（世田谷区子ども条例前文抜粋）

### 基本目標

「世田谷区子ども計画」後期計画では、全体目標を定め、その達成を目指して、子ども、親、地域における目標を次のように定めます。

#### ◆ 全体目標 ◆

すべての子どもが「自分は愛されて（大切にされて）いる」と感じられる家庭的な養育環境を、保護者・地域・行政が協働して整える。

#### ☆ 子どもの成長

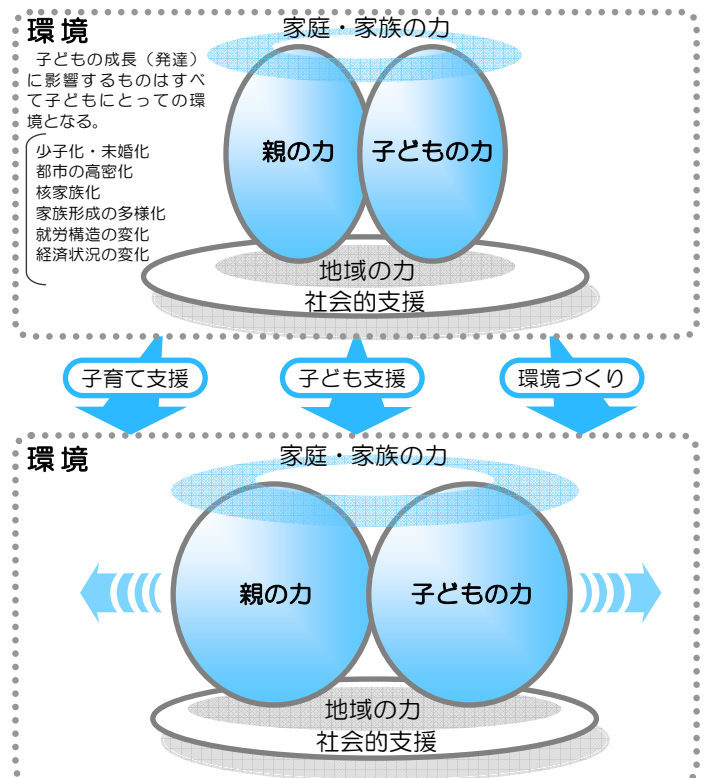
子どもが本来持っている自ら成長し育つ力を伸ばしていきます。

#### ☆ 親の子育て力の発揮

子どもとともに親も成長し、子どもを育てる力を高めていきます。

#### ☆ 地域の子育て力の向上

保護者、地域、行政が協働して、地域で子どもを育てる力を高めていきます。



## ● 計画の位置付け

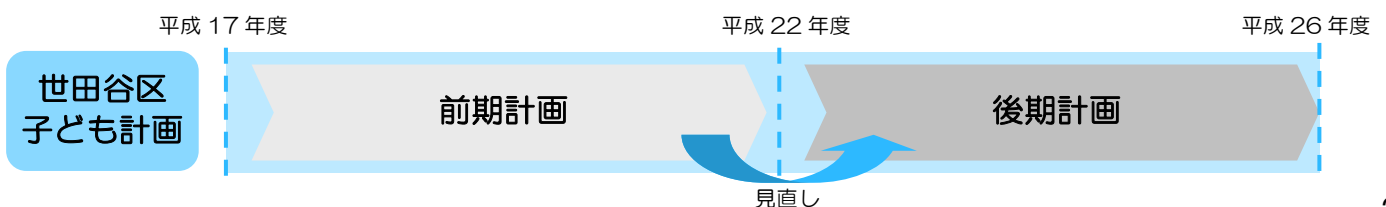
この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定します。（条例第16条）

さらに、区の基本計画（平成17年度～26年度）の方向性を踏まえ、「世田谷区教育ビジョン」および「健康せたがやプラン」との連携を図っていきます。

同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく世田谷区の行動計画及び、「児童福祉法」に基づく「保育計画」を含むものとします。

## ● 計画の期間

「世田谷区子ども計画」の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、世田谷区の基本計画に合わせた計画期間として平成17年3月に策定しました。計画策定後の社会経済情勢の変化や次世代育成支援対策推進法の見直しに合わせ、平成22年度を初年度として新たに「世田谷区子ども計画」後期計画を策定しました。



# ● 重点取組み

## ☆1 子どもの保育環境の整備

### ● 保育サービス待機児の解消に向けて、認可保育園等の施設整備を進める

保育サービスを受けることができない「保育サービス待機児」の増加への対応は「世田谷区子ども計画」後期計画の喫緊の課題です。待機児童の解消に向け、保育施設の整備に全力を挙げ、定員枠の拡大を図っていきます。

### ● 保育の質の向上への取組み

保育園の機能の強化や、保育内容や方法の改善充実を図るため、区が実施する全ての保育施設の職員を対象とした研修の充実や巡回指導相談の強化とともに、自発的・自主的な「地域保育ネットワーク」の展開を側面から支援し、身近な支援者として保育の質の向上を担保する仕組みづくりに取組みます。

### ● 保育施設・幼児教育施設が、在宅子育てを含めた地域での子育て支援の核として、その役割を果たしていけるよう、機能の充実・強化を図る

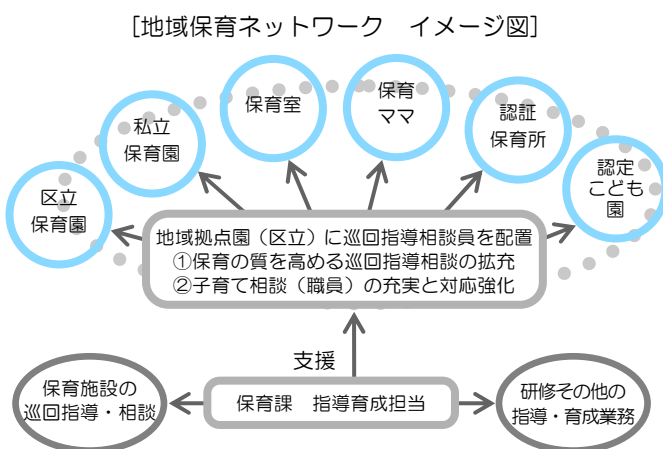
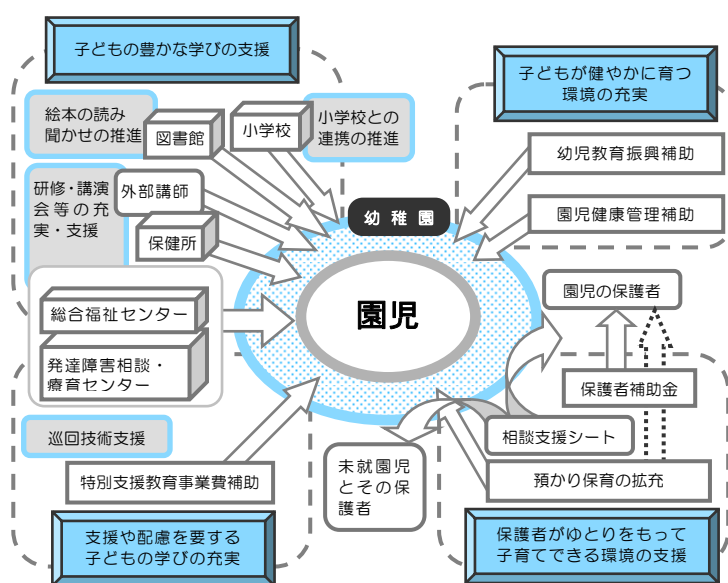
地域の子育て支援として、保育園が子育てに関する情報の提供、子育て相談等の役割を果たしていくため、認可保育園等における、一時預かり事業を拡充するとともに、認可保育園における子育て支援を実施します。

また、保育施設・幼児教育施設における相談機能の強化を図り、子育てに関する不安の解消など、全ての子育て世帯への支援の拠点となるよう取組みを進めていきます。

### ● 私立幼稚園における幼児教育を求めるさまざまな家庭の子どもについて、豊かな学びと健やかな成長を支援する

幼稚園で過ごす全ての子どもの豊かな学びと健やかな成長のため、教育内容のなお一層の質の向上を目指すとともに、教育環境の充実を図ります。

また、保護者の就労等にかかわらず幼稚園における幼児教育を受けられ、保護者がゆとりをもって子育てを楽しめる体制の実現を目指します。



### 保育計画

「世田谷区子ども計画」を推進していくにあたって、取組みの柱の一つである保育サービスの充実に向け、待機児解消への取組み、良質で多様な保育サービスの提供など、4つの視点から保育施策を推進し、今後5年間の取組みと進むべき方向性を明らかにします。

なお、各施設や事業の目標整備量については、「実現の方策」において、潜在的ニーズ量とともに示しています。

- ☆1 保育サービス待機児解消に向けた保育施設の整備拡充
- ☆2 多様な保育サービスの提供
- ☆3 子どもの視点に立った保育の質の確保と向上
- ☆4 保育施設による地域子育て支援機能の充実強化

## ☆2 支援を必要とする家庭のサポート

### ● ひとり親家庭支援の充実

ひとり親家庭の不安軽減、孤立防止を図るため、情報提供及び相談機能を充実するとともに、就労支援や生活支援等それぞれのひとり親家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。

### ● 相談機能の充実

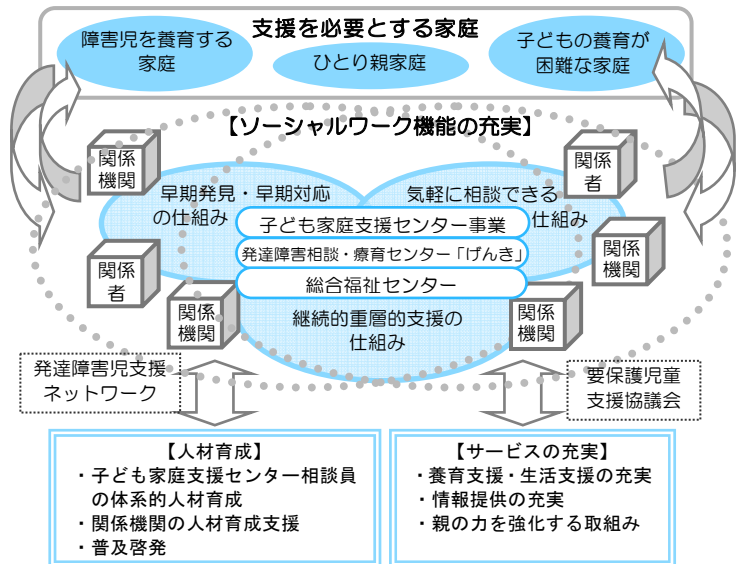
相談窓口の人材育成と関係機関の人材育成支援を行うとともに、保育園等の身近な地域での相談機能強化等、相談しやすい仕組みをつくります。

### ● 養育支援・育児支援の充実

早期に有効なサービスを提供して課題の解決を図るために、現サービスの柔軟な運用と、保護者の養育力を強化するための支援を充実していきます。

### ● 支援ネットワークの充実

相談支援の仕組みを強化し、ソーシャルワーク機能を充実するために、さまざまな支援ネットワークの連携を推進します。



## ☆3 子どもの成長の支援

### ● 地域特性や児童館の特色などを活かした、子どもに魅力ある児童館運営、事業プログラムや交流活動の充実

地域の活動団体、文化・スポーツ等に秀でた地域の人々等、地域の人材をより積極的に活用するとともに、児童館の施設・設備等、各児童館の特色を生かし、異年齢交流も含め、子どもにとって魅力的な事業プログラムや交流活動を充実していきます。

児童館の情報発信力を高め、地域における児童館の認知度をさらにあげて、地域の子どもたちの成長を支援する拠点としての児童館の機能を高めていきます。

### ● 中高生を中心とした子どもたちが、主体的に参加・参画できる機会の充実

音楽、スポーツ等、趣味や特技を通じた交流をはじめ、中高生が積極的に参加できる事業を充実します。

中高生が自ら企画、運営する事業や、児童館の運営等について意見表明の機会を設けるなど、児童館活動に、中高生が主体的に参画する場を確保します。

異年齢交流のリーダーとして、児童館活動への参加を促進します。

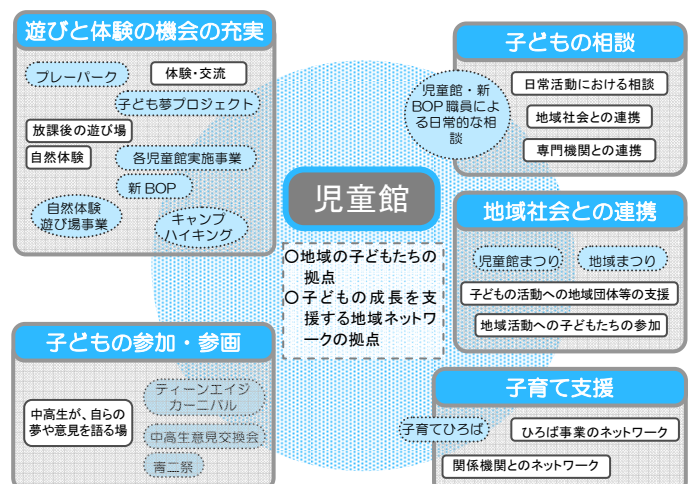
### ● 関係機関との連携強化等による児童館の子育て支援事業の充実

子育てひろば事業等を軸に、支援を必要とする親子の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、地域での継続的な支援の一翼を担うなど、子育て支援の充実を図ります。

### ● 児童館を拠点とした、子どもの成長を支援する地域ネットワークの強化

地域団体との連携、地域人材の積極的な活用により、地域の特色を生かした子どもの成長支援を展開していきます。

要支援児童等への対応を地域で一体的に取組めるよう、地域の活動団体や関係機関との連携を強化します。



# ● 計画の柱立て

大項目	中項目	小項目	構成する事業	
I 子ども支援	I-1 子どもの成長の支援	子どもの成長を支援する場と機会の充実	① 魅力ある児童館 ② 新 BOP の充実 ③ 多様な体験と交流機会の充実 ④ 子どもの相談	
		子どもの参加・参画	① 子どもたちの参加・参画の促進 ② 子どもの意見表明の場の確保	
	I-2 次代を担う人材の育成 ～世田谷区教育ビジョン 等との連携～	地域とともに子どもを育てる教育(教育ビジョン)	① 地域教育力の向上 ② 地域が参画する学校づくり ③ 地域の核となる学校づくり ④ 地域の教育資源の活用 ⑤ 地域の学習拠点としての図書館の充実 ⑥ 家庭教育への支援	
		未来を担う子どもを育てる教育(教育ビジョン)	① 豊かな人間性の育成 ② 9年間を見通した質の高い学校教育の実現 ③ 健康教育・体力づくりの推進 ④ 特別支援教育の充実 ⑤ 不登校やいじめ問題への取組み ⑥ 学びを支える体験活動の充実 ⑦ 就学前(幼児)教育の充実	
		子どもの情操と創造性の育成(新せたがやアートプラン)	① 文化・芸術に触れる機会の提供 ② 創造性を育む体験・学習機会等の提供 ③ 地域における子ども・青少年の文化・芸術活動の支援	
		I-3 子どもの保育環境の整備	保育施設の整備拡充	① 認可保育園等の整備による定員枠拡充 ② 既存保育施設的环境整備等による定員枠拡充
			多様な保育サービスの提供	① 緊急時等に対する保育ニーズへの対応 ② 就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応
			子どもの視点に立った保育の質の確保と向上	① 区民にわかりやすい情報提供による保育の質の確保 ② 保育実施者以外の第三者の視点による質の確保 ③ 地域保育ネットワークによる質の向上
	保育施設による地域支援機能の充実強化		① 保育施設等による在宅子育て支援の充実 ② 保育施設による災害時の乳幼児支援	
	私立幼稚園における幼児教育の充実		① 子どもの豊かな学びの支援 ② 子どもが健やかに育つ環境の充実 ③ 支援や配慮を要する子どもの学びの充実 ④ 保護者がゆとりをもって子育てできる環境の支援	
	I-4 支援を必要とする子どものサポート	子どもに関わる関係者の人材育成の充実	① 関係機関支援の充実 ② 人材育成の充実	
		要支援状態の早期発見・早期対応の仕組みの充実	① 発達障害等の早期発見・早期対応の仕組みの充実 ② 要保護状態の早期発見・早期対応 ③ 要支援状態を早期発見するための啓発	
		継続的重層的支援システムの確立	① 発達障害児の個別的継続支援システムの充実 ② 要保護児童の個別的継続支援システムの充実 ③ 地域と協働した支援を必要とする子どもの継続的重層的支援システムの確立	
		支援を必要とする子どもに対する相談支援・療育体制の充実と放課後の居場所づくり	① 障害児の相談から療育までの一貫した支援体制の整備 ② 身近な地域における発達障害児の相談・療育体制の強化 ③ 障害児の地域支援環境整備 ④ 保護を必要とする子どもの支援の充実 ⑤ 障害児の放課後の居場所づくり	
		子どもの声を聞く仕組みの充実	① 子どもが相談できる仕組みの充実	

大項目	中項目	小項目	構成する事業	
Ⅱ 子育て支援	Ⅱ-1 支援を必要とする家庭のサポート	子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上	① 子ども家庭支援センター相談員の体系的な人材育成 ② 支援マニュアルの整備・事例の蓄積 ③ スーパービジョン体制の強化	
		支援ネットワークと子どもに関わる関係者の人材育成の充実	① 相談支援ネットワークの充実 ② 子どもに関わる関係者の人材育成の充実（再掲）	
		ひとり親家庭支援の推進	① 情報提供 ② 相談機能 ③ 就労支援 ④ 生活・子育て支援 ⑤ 経済的支援	
		障害児の養育支援と地域生活支援の充実	① 障害児の在宅生活を支える支援サービスの提供 ② 保護者・家族への支援	
		周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援の充実	① 周産期や乳幼児期の育児不安・虐待危惧に対する支援の充実 ② 母子保健事業による支援 ③ 周産期からの障害児の育児支援の充実	
		Ⅱ-2 親の子育て力発揮への支援	子育て力の発揮への支援	① 交流の場の充実と学びの機会の提供 ② 子育て情報の提供 ③ 身近な相談機能の充実
	産前・産後の支援		① 妊娠初期からの支援 ② 産前・産後のケアとサポート	
	子育て家庭への生活支援		① 医療費等助成 ② 幼稚園、保育園等保護者に対する助成 ③ 就学に関する貸付 ④ 小児救急医療の充実	
	Ⅲ 環境づくり	Ⅲ-1 子どもと親の健康づくり～健康せたがやプランとの連携～	子どもと親の健康づくり	① 親と子の健康づくり（健康保持・増進）の推進 ② 出産や子育てに必要な知識等の普及・啓発（情報提供） ③ 個々の状況に応じた子育て支援の充実 ④ 育児不安の軽減・虐待予防のための支援 ⑤ 地域に根付いた子育て支援 ⑥ 親と子の健康づくりの基盤整備
			健やかな生活習慣と食を通じた健康づくり（食育）の推進	① 健康的な生活を送るために必要な知識の普及・啓発 ② 望ましい食習慣の普及・啓発 ③ 食育推進事業の充実 ④ 地域ぐるみで食・栄養を考える環境づくりの整備 ⑤ 子どもの歯の健康づくりへの支援
			思春期のこころと体の健康づくり	① 思春期のこころの健康づくり ② 性感染症予防活動の充実 ③ タバコ・アルコール・薬物乱用防止への取組み
		Ⅲ-2 地域の子育て力の向上	社会全体で子どもを育む地域活動の支援	① 子どもを育む活動への支援 ② 活動団体等の交流の機会づくり
			仕事と生活の両立支援	① 調和に向けた環境づくり ② 企業への働きかけ ③ 男女がともに子育てを担い合う環境づくり
		Ⅲ-3 良好な環境の基盤づくり	安心して外出できる環境の整備	① 安全便利な歩行者空間整備 ② ユニバーサルデザインによるまちづくり
			子育て世帯に配慮した住環境の整備	① 良質な住宅の確保 ② やすらぎのあるまちづくり
子どもの安全・安心			① 子どもの安全・安心の支援 ② 情報の提供 ③ 交通安全の啓発	

# ● 年齢別子ども施策

	妊娠時	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
子ども支援	子どもの成長の支援		児童館			プレーパーク 自然体験遊び場事業	
	次代を担う人材の育成					就学前教育	
	子どもの保育環境の整備		認可保育園等保育サービス	私立幼稚園、私立幼稚園預かり保育	延長保育・24時間保育 緊急・一時保育 休日・年末保育 病児・病後児保育 ひととき保育 ほっとステイ	ショートステイ	
子育て支援	支援を必要とする子どものサポート			個別支援プログラム 発達障害相談・療育 障害のある子の相談・療育		子ども家庭支援センター	
	支援を必要とする家庭のサポート			養育困難家庭等ホームヘルパー派遣 児童育成手当・児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費の助成 親支援事業			
	親の子育て力発揮への支援	産前・産後のセルフケア講座 産後ケア事業 さんさんサポート	子育てテレフォン	子育てひろば おでかけひろば 子育てひろば(児童館)	せたがやの子育て	子ども医療費の助成 子ども手当・児童手当 保育料助成・幼稚園保護者への補助	
環境づくり	子どもと親の健康づくり	母子健康手帳交付 妊婦健診 母親学級 両親学級	離乳食・幼児食講習会	予防接種(三種混合、BCG、ポリオ、MR)	乳幼児健康診断 3歳4か月児 6歳7か月児 9歳10か月児 1歳6か月児 2歳6か月児 3歳児健診 4歳児健診 4歳6か月児発達相談	乳幼児からの食育の推進	
	地域の子育て力の向上	産前・産後歯科健診	MCG(母と子の関係を考える会)	すくすく歯科相談 個別相談・指導(医療・保健・歯科・栄養・心理等)	子ども基金助成 子育てメッセ ワーク・ライフ・バランスの啓発促進	子育て活動団体助成	
	良好な環境の基盤づくり			交通バリアフリーの推進 子育て支援マンション認証制度 ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備 緊急情報の発信	4歳以下の事故回避ガイド	危険回避プログラム こどもをまもろう110番	



6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 12歳 15歳 18歳

児童館

新BOP

STEP

子ども夢プロジェクト

青二祭

中高生の自立支援事業  
わかたけ講座

教育相談（来室・電話）  
小学校

中学校

トワイライトステイ

子どもテレフォン  
学生ボランティア派遣事業

（発達障害相談・療育センターや各子育てステーションの発達相談室など）  
（児童デイサービスなど）  
（子ども家庭総合相談・児童虐待防止）

奨学資金貸付

予防接種（二種混合）

（育児講座・地域への子育て支援・健康教室・出前型食育講座・情報誌の発行・食生活相談・地域との協働による食環境づくりなど）

6歳児  
フツ素塗り  
布

思春期の心の健康づくり  
（こころの健康相談・薬物問題・性感染症予防など）

防犯ブザー貸し出し  
自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発

交通安全教室・交通安全啓発

# ● 実現の方策

## ☆ 計画の推進体制

「世田谷区教育ビジョン」を所管する教育委員会、「健康せたがやプラン」を所管する世田谷保健所との連携をはじめ、全庁的な会議体である「次世代育成支援推進委員会」において全体的な連携を図るとともに、区長の附属機関である「子ども・青少年問題協議会」をはじめ、青少年地区委員会や各関係団体への情報提供や提言を受けることで、「世田谷区子ども計画」の周知・啓発をしながら、計画事業を推進していきます。

## ☆ 指標

次世代育成支援対策推進法による市町村後期行動計画策定指針により、前期行動計画において示されていた個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても、点検・評価することが定められています。

全国の自治体の取組み状況について比較が可能となるよう、個別事業を束ねた施策の指標については、以下のように共通の指標が設けられており、区においても同様に設定することとします。

### 全国共通の指標

- ・子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
- ・希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合
- ・子育てが地域の人に（もしくは、社会で）支えられていると感じる割合
- ・仕事と生活の両立がはかられていると感じる割合

### 区独自指標

- ・子ども自身が、自分が大切にされていると感じる割合

## ☆ 事業量

次世代育成支援対策推進法による市町村後期行動計画策定指針により、事業の達成状況を区民が客観的に把握できるよう、具体的な目標事業量を算出することが定められています。

ニーズ量は、平成 20 年度に実施したニーズ調査結果をもとに、全国共通ワークシートを使用して推計値を算出しています。

目標事業量は、このニーズ量をもとに設定するものですが、ニーズ量の推計値には現実的な事業量との乖離が大きくなるものもあることから、現在の整備状況や今後の整備の実現性などを総合的に勘案して設定しました。

項目		21年度 (実績見込み) ※22年度	26年度	29年度
保育5サービス 認可保育所、家庭的保育、事業 所内保育、認証保育所、その他	ニーズ量 (人)		13,821	13,039
	目標事業量 (人)	10,294 ※11,530	14,140	14,140
保育6サービス 保育5サービス+幼稚園預かり 保育	ニーズ量 (人)		23,546	22,411
	目標事業量 (人)	11,010	15,010	15,070
夜間保育事業	目標事業量 (人)	30	30	30
延長保育事業	目標事業量 (人)	1,625	2,555	2,595
トワイライトステイ事業	目標事業量 (人)	3	3	3
休日・年末保育事業	目標事業量 (人)	40	50	50
放課後児童健全育成事業	ニーズ量 (人)		8,533	9,135
	目標事業量 (人)	3,600 ※3,935	4,795	5,665
病児・病後児保育事業	目標事業量 (日)	10,200	15,000	15,000
ショートステイ事業	目標事業量 (人)	5	5	5
一時預かり事業	目標事業量 (日)	48,734	101,514	101,514
地域子育て支援拠点事業	目標事業量 (か所)	26	26	26
	都 A 型 (保育所、児童館)			
	都 B 型 (センター型)	5	5	5
都 C 型 (ひろば型)	5	6	10	
ファミリーサポートセンター事業	目標事業量 (か所)	—	—	—

- ※ 目標事業量は、国指定項目を掲載しています。
- 保育5サービス、放課後児童健全育成事業については、国の「新待機児童ゼロ作戦」集中重点3カ年の最終年度である平成22年度の目標事業量も示すこととなっているため、事業量を記載しています。
- ※ファミリーサポートセンター事業とは、「育児の援助を行う人（提供会員）」と「育児の援助を受ける人（依頼会員）」が会員になり、保育所までの送迎、保育所の開始前や終了後、買い物等外出の際などに、原則提供会員の自宅で子どもを預かる、有償のボランティア活動です。区には、社会福祉協議会が自主事業として行っている「ふれあい子育て支援事業」が類似事業としてあります。

## ☆ 計画の評価・検証

「世田谷区子ども計画」後期計画では、「指標」及び「目標事業量」について、区の実施計画事業推進状況及び行政評価と整合性を図り、各年度の進捗状況を公表するとともに、内容の評価・検証を進めていきます。

## ● 計画策定にあたっての検討

### ① 子ども・青少年問題協議会による検討

子ども、青少年、子育てについて調査・検討する区長の附属機関である「子ども・青少年問題協議会」では、平成19年6月より2年間にわたり検討されました。

### ② 子ども・青少年問題協議会による意見聴取

さまざまな立場の区民の皆様より「子ども・青少年問題協議会小委員会」が主催する会議において、ご意見やご提案をいただきました。

### ③ 次世代育成支援アドバイザー会議による検討

学識経験や子ども施策に関わる専門家の知見を子ども計画の推進に反映させるため、次世代育成支援アドバイザー会議を設置し、子ども計画後期計画について検討いただきました。

### ④ 区民・活動団体との意見交換会

「世田谷区子ども計画後期計画（素案）」について、区のおしらせやホームページを通してのパブリックコメントの実施、子ども計画シンポジウムの開催、子育て支援団体・関係団体の方々との意見交換会の実施等を通じてさまざまなご意見、ご提案をいただきました。

### ⑤ ニーズ調査

子ども計画後期計画策定にあたり、ニーズ調査をはじめ、各種実態調査を実施しました。

調査名称	調査時期	対象
子ども・子育て支援に関するアンケート	平成20年8月～9月	母子健康手帳交付申請者
「世田谷区子ども計画」ニーズ調査	平成20年9月	0歳～10歳未満の保護者
世田谷区ひとり親家庭等アンケート	平成20年10月	児童育成手当受給世帯
児童館・新BOPアンケート	平成20年10月～11月	児童館・新BOP利用児童
児童館子育てひろばアンケート	平成20年10月～11月	児童館子育てひろば利用者
保育サービス利用者アンケート	平成20年10月	保育サービス利用者

この概要版は、「世田谷区子ども計画」後期計画を、区民の皆さんにわかりやすく伝えるために作成しました。「世田谷区子ども計画」後期計画本文については、区のホームページ等でご覧になれます。また、区政情報センター（世田谷区民会館内）、総合支所区政情報コーナーで、有償頒布も行っています。

平成22年3月発行  
世田谷区子ども部

No.674

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03-5432-2528

FAX 03-5432-3016

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>

# 世田谷区子ども条例

## 前文

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

## 第1章 総則

(条例制定の理由)

**第1条** この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることと定めるものである。

(言葉の意味)

**第2条** この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

**第3条** この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

**第4条** 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切に、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

**第5条** 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

**第6条** 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

**第7条** 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

**第8条** 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

## 第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

**第9条** 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

**第10条** 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

- 2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

**第11条** 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見

をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

**第12条** だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。
- 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

**第13条** だれであっても、いじめをしてはなりません。

- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

**第14条** 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

(相談と擁護)

**第15条** 区は、子ども自身からの相談や子どもについての相談に対し、すみやかに対応するとともに、必要なときは、擁護するよう努めていきます。

## 第3章 推進計画と評価

(推進計画)

**第16条** 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくりま

- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

**第17条** 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をしま

- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

## 第4章 推進体制など

(推進体制)

**第18条** 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備しま

(国、東京都などとの協力)

**第19条** 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

**第20条** 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとしま

- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとしま

(地域の中での助け合い)

**第21条** 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

**第22条** 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらおうよう努めなければなりません。

## 第5章 雑則

(委任)

**第23条** この条例を施行するために必要なことは、区長が定めま

す。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。